当クリニックは、厚生労働大臣の定める基準に基づき診療を行う保険医療機関です。

■ 施設基準に係る届出事項

当クリニックは、以下の施設基準について九州厚生局に届出を行っております。

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・二次性骨折予防継続管理料３
・電子的診療情報連携体制整備加算３

■ 各種体制について

【電子的診療情報連携体制整備加算３】
医療機関間での診療情報共有を推進し、質の高い医療を提供しています。
【運動器リハビリテーション（Ⅰ)】
医師の指示のもと、理学療法士等が機能回復・維持を目的としたリハビリテーションを実施しています。
【二次性骨折予防継続管理料３】
骨粗鬆症患者様に対し、再骨折予防のための継続的な管理・指導を行っています。
【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ)】
医療従事者の処遇改善に取り組み、質の高い医療の提供に努めています。

■ 医療情報の活用

オンライン資格確認等により取得した診療情報を活用し、適切な医療の提供に努めています。

■ 物価対応料について

令和８年度診療報酬改定により、医療提供体制の維持と、物価高騰への対応として物価対応料を算定しております。

■ 一般名処方について

当院では、医薬品の安定供給および後発医薬品の使用促進のため、一般名（有効成分名）による処方を行う場合があります。
※同じ成分のお薬であれば、複数の医薬品から選択できるため、供給不足時にも必要なお薬を受け取りやすくなります。

■ 明細書の発行について

医療の透明化および患者様への情報提供を推進する観点から、領収書発行時に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。
※明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。